

2018年11月27日

各 位

株式会社日本取引所グループ

## 当社CEOによる上場インフラファンドの購入について

このたび、当社取締役兼代表執行役グループCEO 清田瞭（以下、「清田CEO」）が、社内規則で取引が禁止<sup>1</sup>されている上場インフラファンド<sup>2</sup>を、当該規則を誤解して購入していたことが判明しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

日頃より、グループ役職員による社内規則の厳格な遵守を図ってまいりましたが、株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけし深くお詫び申し上げます。今後、再発防止策を徹底してまいります。

記

### 1. 概要

清田CEOは、本来、社内規則で取引が禁止されている上場インフラファンドの取引について、取引が禁止されていない上場投資信託（ETF）と同様に取引が可能であると誤解し、2016年12月～2018年8月にかけて、2銘柄を計1500口、購入しました。長期保有目的であったため、この間の売却実績はありませんでした。

なお、本件判明後、清田CEOは、社内規則に基づく手続きを行った上で速やかに保有する上場インフラファンドの全てを売却しており、現在の保有はありません。

### 2. 処分と再発防止策

法令違反には該当しない<sup>3</sup>ものの、社内規則への違反があったことを重く受け止め、11月30日の取締役会において清田CEOへの然るべき処分及び再発防止策を決議する予定です<sup>4</sup>。

なお、清田CEOは、当該インフラファンド取引で得た利益相当額の全額を日本赤十字社に寄付する意向です。

以 上

<sup>1</sup> 当社グループでは、市場開設者としての信頼性確保のため、役職員が株式等の不正な取引により利得を得ているのではないかといった疑念を招くことがないよう、国債や上場投資信託（ETF）等の一部を除き、株式取引等を禁止しています。

<sup>2</sup> インフラファンドとは、太陽光発電施設などのインフラ施設を投資対象とする投資法人又は投資信託です。詳しくは以下当社Webをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/outline/index.html>

<sup>3</sup> 日本取引所自主規制法人において、購入から本件判明後の売却までの取引状況を調査したところ、インサイダー取引の疑念がもたれるような取引ではないと判断しています。

<sup>4</sup> 本件判明後、全役員に対し、社内規則で禁止されている取引が他にないことを確認しています。